

各項目の点検・見直し状況④（常駐・専任）

- 「常駐・専任規制を課している状態」をPhase 1、「デジタル技術等により、規制が緩和や合理化されている状態」をPhase 2、「常駐・専任規制を課していない状態」をPhase 3と位置付ける。
- 第一弾で、260条項のPhaseの見直し等について見直し方針が確定済み。

《各府省庁との主な見直し方針確定事項（第1弾）》

	常駐・専任規制
医療・福祉等	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービス事業所における管理者の常駐（PHASE 2） ● 営業所における高度管理医療機器等営業所管理者の常駐（PHASE 2）
インフラ・建築物	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築士事務所における管理建築士の専任（PHASE 2） ● 建設業に関する営業所における実務経験者等の専任（PHASE 2） ● 水道事業における給水装置工事主任技術者の専任（PHASE 3）
電気・ガス・産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気事業を行う事業所における主任技術者の専任（PHASE 2） ● 一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安統括者等の常駐（PHASE 2） ● 鉱山における保安統括者の常駐（PHASE 2）
環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 大型の浄化槽における技術管理者の専任（PHASE 3） ● 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設における技術管理者の常駐（PHASE 2）
輸送手段	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道事業所における乗務員指導管理者の専任（PHASE 2） ● 貨物自動車運送事業の営業所における運行管理者の専任（PHASE 2）

《具体的な検討例》

例：介護サービス事業所における管理者の常駐

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）

※対象のサービスは別表1参照。

例：訪問介護事業所：35,075事業所（令和2年10月）等

【見直しの方向性】

- ・ 利用者のサービスに直接関わらない業務については、例えば、テレワーク等の取扱いを明示するなどの必要な検討・対応を実施。
- ・ 利用者のサービスに直接関わる業務については、論点等を整理・影響を実証又はヒアリング等で把握し、必要に応じて社会保障審議会の意見を聴きつつ検討。

例：高度管理医療機器等営業所管理者の常駐

（薬機法等）

（参考）

令和2年度販売業（高度管理医療機器等）の許可施設数：71,982施設

【見直し前（Phase 1）】

高度管理医療機器等の販売等を行う業者は、当該医療機器等の販売等を実地に管理させるため、営業所ごとに高度管理医療機器等営業所管理者を置かなければならない。

【見直し後（Phase 2）】

販売業者等の実情に照らして、テレワークによる管理も販売業者等による選択肢の一つとすることで、生産性向上等を図ることが可能となる。